

長岡市公告第8号

認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る異議の申出について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を行った地縁による団体（高見町町内会）から、同法第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告を求める旨の申請がありましたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告します。

なお、このことについて異議のある登記関係者等は、長岡市長に対し異議を申し出ることができます。

令和7年1月15日

長岡市長 磯田 達伸

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

高見町町内会

(2) 区域

長岡市高見町の全域及び黒津町380番地、437番地3、436番地7、438番地5、436番地5、438番地3、437番地5、403番地3、437番地9

(3) 主たる事務所の所在地

長岡市高見町3547番地2

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
畑	7.9㎡	長岡市高見町赤渋1706番1

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
粉川 仁策 外92名	長岡市高見町

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

(1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

(2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

(1) 期間

令和7年1月15日（水曜日）から同年4月15日（火曜日）まで

(2) 方法

長岡市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに異議申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出すること。

郵送での提出も可とする。

(3) 提出先

〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

長岡市市民協働推進部市民協働課